

2016年2月3日

各 位

男女共同参画推進センター
女性研究者研究活動支援事業推進本部「MUGED」

明治大学女性研究者研究活動支援者派遣制度 サイエンス・サポーター(ライフイベント型)応募要領

このたび明治大学では、平成26年度文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業(一般型)」が採択されました。つきましては、本事業の一環として、本学の研究者がライフイベント(出産・育児・介護)と研究の両立、およびワーク・ライフ・バランスを確保するために、研究活動の支援を必要とする研究者及び、研究支援者(以下「サイエンス・サポーター」という。)の募集を行います。

1. 研究者応募資格

本学に在籍する研究者(ポストドクター含む)のうち、次のいずれかの者

(1) 出産予定者、または小学校6年生までの子供を育児している女性研究者

(2) 配偶者が(大学、大学共同利用機関、または独立行政法人に所属する)研究者で、
出産予定、または小学校6年生までの子を育児している男性研究者

(3) 市区町村から要介護の認定を受けている親族(同居)を介護している女性研究者

(4) 配偶者が(大学、大学共同利用機関、または独立行政法人に所属する)研究者で、
市区町村から要介護の認定を受けている親族(同居)を介護している男性研究者

※配偶者には、婚姻の届出の有無にかかわらず、事実上婚姻関係と同様の事情にあると推進本部代表が認める者を含む

※親族とは、同居中の配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹を指す

※要介護状態とは、育児・介護休業法に基づき負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある者を指す

2. サイエンス・サポーター応募資格

本学学部・大学院に在籍する学生

3. 支援内容

研究者の実験・調査補助、データの入力・解析補助、論文作成補助、学会資料・申請書・報告資料作成補助、その他研究に関する補助業務

※研究補助業務以外(教育・保育に関する業務等)を行うことはできません。

4. 支援期間

(1) 2015年度 期間 2015年 4月1日 ~ 2015年 9月30日

(2) 2015年度 期間 2015年10月1日 ~ 2016年 3月31日

※支援期間後も引き続き支援を必要とする場合は、改めて申請が必要となります。

5. 支援時間

研究支援を受けられる時間は、原則として、平日の一日4時間、週20時間を限度とします。

※TA・RA等で雇用されている場合は、勤務時間が重複することはできません。

※支援時間及び開始日は、サイエンス・サポーターと別途相談のうえ、決定します。

6. サイエンス・サポーター待遇

大学院生:時給 1,200円

学部生:時給 1,100円

7. 応募方法

(1)研究者による応募

当支援制度に応募する(指導)教員が推薦した学生をサイエンス・サポーターとして推進本部が雇用及び派遣します。

支援申請書及び応募資格を証明するものの写し(母子手帳・健康保険証・介護保険被保険者証等)、推薦した学生の履歴書を総務部総務課(駿河台キャンパス大学会館6階)に提出してください(郵送・学内便可)。

※原則として、研究者1人につき派遣できるサポーターは1人といたします。

(2)学生による応募

当支援制度に応募した学生を推進本部が選考の上、サイエンス・サポーターとして雇用し、研究補助を必要とする研究者に派遣します。

履歴書を総務部総務課(駿河台キャンパス大学会館6階)に提出してください(郵送・学内便可)。

8. 選考方法

書類審査

※募集人数・予算の都合上、応募のすべてが採用されるわけではありません。

9. 報告書の提出

利用者は期間中、毎月、翌月10日までに、下記のいずれかの部署へご提出をお願いします。

・駿河台キャンパス 総務部総務課(大学会館6階)

・駿河台キャンパス 男女共同参画推進センター女性研究者研究活動支援事業推進本部
(アカデミーコモン7階)

・生田キャンパス 男女共同参画推進センター女性研究者研究活動支援事業推進本部
生田分室(中央校舎2階)

10. 問い合わせ先

駿河台キャンパス 総務部総務課 女性研究者研究活動支援事業担当(古川・鈴木・比嘉)

TEL 03-3296-4050(内線4050)

メール shomu@mics.meiji.ac.jp

以上